

国際関連情報 Report from CMAC-GPF

世界作成者フォーラム（GPF） （2012年11月）出席報告

世界作成者フォーラム委員
三井物産（株） 経理部会計基準室次長

いしぐろ てつじろう
石黒 徹次郎

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）のオフィスにおいて2012年11月12日にGPF^{*1}が開催された。日本からは山田浩史パナソニック（株）理事東京支社経理グループグループマネージャー及び筆者が参加した。

本稿では、今回の会議で取り上げられた以下のテーマに関するメンバーからの主なコメントについて紹介する。

- 効果分析（Effect Analysis）
- IFRS 解釈指針委員会アップデート（IFRS Interpretation Committee Update）
- IFRS 第8号の基準適用後レビュー（Post Implementation Review of IFRS8）
- 収益認識（Revenue Recognition）

* 会議資料及び録音は以下から入手可能

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-meeting-with-GPF.aspx>

*1 GPF（Global Preparer's Forum：世界作成者フォーラム）は、IASB が定期的に作成者の意見を直接的に聞く目的で2007年末から開催。メンバーは欧州6名、北米4名、アジア・オセアニア3名、その他の地域2名の計15名。メンバーは各社、各国、各地域な

どの出身母体の意見も参考にしつつ発言するが、基本的に個人資格での参加となり、コメントは個人のものとして扱われる。GPF は、IASB より提示されたテーマに関しIASBへインプット及び意見交換をするもので、その場で回答やコンセンサスを得ようというものではない。

効果分析

IASB スタッフから効果分析について説明があった。これに対するメンバーの主なコメントは以下のとおりである（Agenda paper 2, 2A）。

- 会計報告の世界に限定せず、例えば経営判断への影響、経済環境への影響など、もっと広い範囲での分析をすべき。マクロ経済への影響評価については外部委託してもよいと考える。
- 便益を考える際には、投資家のみならず、作成者（経営者）や規制当局を含むすべてのステークホルダーに対する便益を含めるべき。便益が限定・定量化できない場合は、そのように正直に記載すべき。
- コストについては、機会費用（Opportunity cost）や経営判断への影響からくるコスト、マクロ経済への影響からくるコストなど色々

考慮すべき。

- 作成者に発生するコストと利用者で削減されるコストのバランスを考える必要がある。
- IFRS 第 10 号の効果分析は IASB だけでなく、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) も公表 (EC の IFRS 第 10 号のエンドースメントのために作成したレポート) しているが、EFRAG のレポートのほうが興味深く、参考になる。これは EFRAG のレポートが適用上の問題点を分析し、少数意見も含んでいるためである。また、外部の意見は参考になるので、効果分析を作成後、外部にコメントを求めたらどうか。

IFRS 解釈指針委員会アップデート

直近の IFRS 解釈指針委員会での議論についてアップデートがあった。これに対するメンバーの主なコメントは以下のとおりである (Agenda paper 3)。

- 作成者より、IFRS 解釈指針委員会が、基準は明確であると結論した議題について、その結果会計処理を変更しなければならない場合は、誤謬の修正となるのかとの質問があった。これに対し IASB より、IASB は各国における基準の適用 (Enforcement) についてコメントする立場にないとのコメントがあった。
- 一方で、IASB より、なぜ作成者からの議題の提出 (Submission) が少ないのかとの質問があった。これに対し作成者より、IFRS 解釈指針委員会に議題の提出をしても結論に至るのに時間が掛かりすぎる、決算の実務においては待ってられないとの回答があった。

IFRS 第 8 号セグメント情報の基準適用後レビュー

IASB スタッフより、コメント提出状況について説明があり、作成者からのコメントが特に少ない理由は何かとの質問があった。これに対するメンバーの主なコメントは以下のとおりである (Agenda paper 4)。

- IFRS 第 8 号の適応により、マネージメント・アプローチが導入されたが、開示内容としては特に変更していないという企業が多く、特に大きな影響がなかったからではないか。
- 作成者及び利用者を特定して意見を求めている形となっているので、企業団体や他のステークホルダーが回答の対象と認識していないのではないか。
- 日本でも IFRS 第 8 号に類似した基準があるが、特に問題はないようだ。マネージメント・アプローチになったので、経営者と投資家のコミュニケーションは良化したと考える。コメントがないというのは、作成者には特に不満がないと考えてよいのではないか。

収益認識

IASB スタッフより、再審議において持ち越したとなった 3 つの論点 (ライセンス、回収可能性、収益認識の制限) についてのアップデートがあった。これに対するメンバーの主なコメントは以下のとおりである (Agenda paper 5)。

- 作成者より、適用範囲が再審議の論点に挙げられているが、基準の適用範囲を変更する可能性があるということかとの質問があった。これに対し IASB より、範囲を変更しようという意図はなく、範囲の明確化が目的であるとの説明があった。

- 作成者より、資料に遡及適用を求める場合、適用が2015年1月1日は早すぎるのではないかと記載があるが、遡及適用とならない場合でも2015年1月1日は早すぎる。適用日についてどのように考えるかとの質問があった。これに対しIASBより、あくまでも個人的な意見だが、予定どおり2013年上半期に基準が公表されても、適用は2016年1月1日とすべきと考えているとのコメントがあった。